柏市マンションアドバイザー制度実施要領

（目的）

第１条　この要領は、市内の分譲マンション管理組合（以下、「管理組

　合」という。）にマンションアドバイザーを派遣することにより、管

　理組合の適切な管理・運営を支援し、良好な住環境の形成を図ること

　を目的とする。

（定義）

第２条　この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号

　に定めるところによる。

　(1)　マンション　マンション管理の適正化の推進に関する法律（平

成12年法律第149号、以下「マンション管理適正化法」という。）

第2条第1項第1号に規定するもので、市内に存するものをいう。

(2)　管理組合　マンション管理適正化法第2条第1項第3号に規定する

ものをいう。

(3)　マンション管理士　マンション管理適正化法第30条第2項に規定

するマンション管理士登録簿に登録されたものをいう。

(4)　マンション管理士団体　マンション管理士により構成された団

体で、市と柏市マンションアドバイザー制度の実施に関する覚書を

交わしている団体をいう。

（派遣の内容及びその業務）

第３条　市は、予算の範囲内において、管理組合からの申請に応じてマ

ンションアドバイザーを派遣し、マンションアドバイザーによる相談

業務を行うものとする。

２　市は、マンションアドバイザーの派遣にあたっては、マンション管

理士団体と柏市マンションアドバイザー制度の実施に関する覚書を締

結するものとする。

３　この要領に基づき派遣するマンションアドバイザーが行う業務は、

次の各号に掲げる事項に関する相談業務とする。

(1)　管理組合の運営、管理規約等に関するもの

(2)　管理費、修繕積立金等の会計に関する事項

(3)　管理委託契約等の契約に関するもの

(4)　大規模修繕計画及び長期修繕計画の作成及び見直しに関する事項

(5)　その他マンションの維持管理に関する事項

４　前項に規定する業務において、次に掲げる事項は行わない。

(1)　耐震診断、測定器等を使用した建物の精密測定、劣化診断・調査

(2)　修繕工事等の設計及び見積書等の比較検討

(3)　修繕工事等の維持管理業務の受注及び発注並びに業者の紹介

(4)　居住者間及び居住者・近隣住民間の紛争解決及び権利調整

５　マンションアドバイザーの派遣人数は、１回につき２人とし、派遣

回数は、同一の管理組合につき１年度に１回以内とする。ただし、市

長が必要と認めたときは、この限りではない。

６　派遣先における相談業務の時間は、１回の派遣につき２時間程度と

する。

（派遣の申請）

第４条　市長は，マンションアドバイザーの派遣を受けようとする管理

組合に対し、柏市マンションアドバイザー申請書（様式第１号）によ

り申請させるものとする。

２　前項の申請者に対し、申請書に記載した事項を市からマンションア

ドバイザー団体へ基礎情報として提供することについて同意を得るも

のとする。

（派遣の決定）

第５条　市長は、前条第１項の規定による申請を受けた場合において、

マンションアドバイザーを派遣することが適当であると認めたとき

は、マンション管理士団体に対し、派遣するマンションアドバイザー

の選定を依頼するものとする。

２　前項の規定による依頼を受けたマンション管理士団体は、派遣する

マンションアドバイザーを選定した後、申請者と日程調整を行い、そ

の結果をマンションアドバイザー選定結果及び派遣日報告書（様式第

２号）により市に報告するものとする。

３　市長は、前条第１項の規定による申請を受けた場合において、マン

ションアドバイザーを派遣することが適当でないと認めたときは、そ

の旨を申請者に連絡するものとする。

（実績報告）

第６条　市長は，マンションアドバイザーを派遣したマンション管理士

団体より、派遣終了後１４日以内に、第４条第１項の申請者の署名を

得た柏市マンションアドバイザー業務報告書（様式第３号）により、

相談業務の実施結果の報告を受けるものとする。

（費用の負担）

第７条　マンションアドバイザーの派遣に係る管理組合の費用負担は、

無料とする。

（補則）

第８条　この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則

この要領は、令和４年４月１日から施行する。